

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年12月11日(月)

## 今週のことば

### ドローンのレベル3.5飛行

国交省はドローン配送の事業化を推進するため、無人地帯での目視外飛行(レベル3)において補助者や看板の配置などの条件を緩和した「レベル3.5飛行」を新設。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/11(月) 友引	源泉所得税の納付期限
12(火) 先負	
13(水) 大安	旧暦11月1日、臨時国会会期末
14(木) 赤口	EU首脳会議
15(金) 先勝	年賀郵便特別扱い開始
16(土) 友引	日ASEANの特別首脳会議
17(日) 先負	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/4(月)	33,231 ▼201	146.95 △1.33
5(火)	32,776 ▼455	146.83 △0.12
6(水)	33,446 △670	146.96 ▼0.13
7(木)	32,858 ▼588	145.67 △1.29
8(金)	32,308 ▼550	144.08 △1.59

## 来年から使い勝手が向上する「相続時精算課税」

令和6年以後の贈与から、相続時精算課税にも基礎控除が創設されるなどの見直しが行われます。

### ◆ 現行の相続税精算課税は

相続時精算課税は、原則として60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などが贈与を受ける場合に暦年課税に代えて適用できる制度です(贈与税の申告期限までに届出書の提出が必要)。

本制度を選択した贈与者(特定贈与者)から受けた贈与財産は累計2500万円まで贈与税が非課税(超過分には一律20%の課税)となりますが、特定贈与者が亡くなった際に本制度を適用したすべての贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算することになります。

本制度は贈与者ごとに選択することができますが、選択した年分以降、特定贈与者からの贈与は暦年課税(基礎控除110万円)に戻すことはできません。また、現行では特定贈与者から贈与を受けた場合は少額でも贈与税の申告をする必要があります。

### ◆ 令和6年から基礎控除などを創設

改正により相続時精算課税についても年110万円の基礎控除が創設され、令和6年1月以後に特定贈与者(令和5年分以前に本制度を選択した場合も含む)から贈与を受けた財産について適用されます。

これにより、本制度を選択した特定贈与者からの贈与が年110万円以下の場合は申告が不要となります。また、特定贈与者が亡くなった際に基礎控除分の贈与財産は相続財産に加算されません。

このほか、特定贈与者から贈与を受けた土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合は相続時に価額を再計算する特例も創設されます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201547

## 給与所得者で確定申告が必要となる方は

令和5年分の所得税の確定申告期間は、令和6年2月16日～3月15日までです。

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため、確定申告は必要ありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与所得及び退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告の必要がない方でも、年末調整では適用できない医療費控除や雑損控除、寄附金控除、住宅ローン控除(初年分)など各種控除の適用を受ける場合には還付申告をします。この還付申告は確定申告期間に関係なく、1月から申告書を提出できます。

## 来年から始まる新NISAを利用する場合は

来年1月からNISA制度は、非課税投資枠の拡大(年間360万円)や非課税保有期間の無期限化など抜本的に拡充した新制度に変わります。

本年末時点で現行の一般・つみたてNISA口座を金融機関に開設している方は、新NISA口座が自動で開設されるため、金融機関を変更しない場合は手続不要です(ジュニアNISA口座の方は1月1日において18歳である場合に自動で開設)。

新たにNISAを始める方は金融機関に「非課税口座開設届出書」を提出するなど手続が必要です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和6年から使い勝手が向上する「相続時精算課税」

令和5年度税制改正において、相続時精算課税に基礎控除を創設するなど使い勝手をよくするための見直しが行われ、令和6年1月から適用されます。

### ◆現行の相続時精算課税の概要

相続時精算課税制度は、原則として贈与の年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母などから、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与により財産を取得した場合は20歳以上）であって贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫に対し、財産を贈与した場合において暦年課税に代えて適用できる制度で、次のように贈与税・相続税を通じた課税を行います。

なお、相続時精算課税は受贈者が贈与者ごとに選択できますが、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者（特定贈与者）から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、暦年課税へ変更することはできません。

#### 【贈与時】

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、その選択をした年分以後、特定贈与者から1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額2,500万円（前年以前において既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額）を控除した後の金額に、一律20パーセントの税率を乗じて算出します。

※暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても、贈与の都度申告が必要となります。

#### 【相続時】

特定贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額（贈与時の時価）と相続や遺贈により取得した財産の価額の合計金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

#### ◎申告等の手続き

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本などの書類とともに贈与税の申告書に添付して提出する必要があります。

### ◆令和6年1月から適用される相続時精算課税の改正

#### ◎基礎控除の創設

・相続時精算課税に特別控除額（2,500万円）とは別に、特定贈与者から受けた贈与財産の価額から年110万円を控除する基礎控除を創設します。

・これにより、本制度適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が年110万円以下の場合は贈与税の申告が不要となります。

・また、特定贈与者が亡くなった場合に相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は現行、本制度適用後のすべての贈与財産が対象となりますが、改正後は基礎控除110万円を控除した後の贈与財産が加算対象となります。

・この改正は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

#### ◎土地又は建物の価額の特例の創設

・本制度適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が災害によって一定以上の被害を受けた場合（土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限る）において、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算する当該土地又は建物の価額は、贈与時における価額から、災害による被災価額（被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額）を控除した残額とすることができます。

・この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

・この改正は、令和6年1月1日以後に生じた災害の被害を受けた場合について適用します。